



モクレン

山原 治

税務
社会保険
行政書士
労働士

税経労務通信

事務所

編集 発行人

税理士 山原 治
 社会保険労務士
 行政書士
 〒910-0003
 福井市松本4-2-4
 加藤ビル2F
 TEL 0776(21)2470(代)
 FAX 0776(24)3311
 URL <http://www.yamahara-office.jp>
 E-mail info@yamahara-office.jp

3月

(弥生) MARCH

21日・春分の日

日	12	26
月	13	27
火	14	28
水	1	15
木	2	16
金	3	17
土	4	18
日	5	19
月	6	20
火	7	21
水	8	22
木	9	23
金	10	24
土	11	25

3月の税務と労務

国 税/令和4年分所得税の確定申告 2月16日~3月15日	国 税/1月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 3月31日
国 税/個人の青色申告の承認申請 3月15日	国 税/7月決算法人の中間申告 3月31日
国 税/贈与税の申告 2月1日~3月15日	国 税/4月、7月、10月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の 場合) 3月31日
国 税/2月分源泉所得税の納付 3月10日	地方税/個人の都道府県民税、市町 村民税、事業税(事業所税) の申告 3月15日
国 税/個人事業者の令和4年分消費税等の確定申告 3月31日	

ワンポイント 公金受取口座登録制度

預金口座の情報をマイナンバーとともに事前に国(デジタル庁)に登録することで、給付金等の申請の際に申請書への口座情報の記載や通帳の写し等の添付などが不要になる制度。口座情報は行政機関等に提供されて、給付金のほか、年金、児童手当、所得税の還付金等、幅広い給付金等の支給事務に利用されます。

インボイスに備える 消費税の制度・手続き



いよいよ本年の10月よりインボイス制度が導入されます。今回は、免税事業者がインボイス発行事業者の登録（以下、「インボイス登録」）を行い課税事業者となる場合を考え、消費税の制度や手続き等について見ていきます。既に課税事業者である方は制度のおさらいを兼ねてご確認ください。

1 消費税の納税義務者とは

① 消費税については、
基準期間（法人の場合は
前々事業年度、個人事業主の

場合は前々年）の課税対象となる収入（課税売上）が、1000万円を超える場合
② 特定期間（法人の場合は前事業年度の開始から6か月、個人事業主の場合は前年の1月から6月までの期間）の課税売上及び給与等支給額が1000万円を超える場合
③ ①、②に該当しない場合であっても、インボイス登録を選択した場合
などが納税義務者となります。更に、多額な設備投資を行う等の理由により消費税の還付を受けたい場合は、自主的に納税義務者となることができます。

2 課税事業者となる場合の届出

前述の①に該当することになった場合は、「消費税課税事業者届出書（基準期間用）」、②に該当することになった場合は「消費税課税事業者届出書（特定期間用）」を、速やかに提出することとされています。

次に③の場合については、免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日属する課税期間中にインボイ

ス登録を受けることとなった場合には、「登録日から課税事業者となり、「消費税課税事業者選択届出書」を提出する必要はありません。
一方、インボイス登録をせずに納税義務者を選択したい場合には、「消費税課税事業者選択届出書」を、選択しようとする課税期間の初日の前日までに提出する必要がありますのでご注意ください。

3 消費税の計算方法

(1) 原則

納付する消費税の計算方法は、課税売上に係る消費税額（売上税額）から、仕入れや経費に係る消費税額（仕入税額）を控除して（差し引いて）計算します。ただし、インボイス制度導入後は、原則として仕入税額を控除するためには、受け取ったインボイスの保存が必要とされます。

(2) 簡易課税制度

(1)の原則計算による場合は、どうしても事務の煩雑さを伴います。インボイス登録のために課税事業者となる方などにとつ

ては、この計算が負担になることも考えられます。

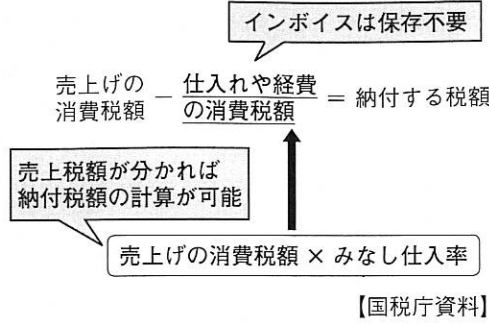
そこで、基準期間の課税売上げが5000万円以下の場合には、届出により「簡易課税制度」による計算が認められています。この制度は、課税売上げに係る消費税額に、それぞれの事業に応じた一定の「みなし仕入率」を掛けた金額を仕入れや経費に

簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第1種事業	卸売業	90%
第2種事業	小売業、農林漁業（飲食料品）	80%
第3種事業	製造業、農林漁業（飲食料品除く）等	70%
第4種事業	その他事業（飲食店業等）	60%
第5種事業	サービス業（飲食店業除く）等	50%
第6種事業	不動産業	40%

係る消費税額とみなして納付税額を計算するものです。
 なお、この制度を選択した場合は、インボイス制度導入後であっても、仕入税額に係るインボイスの保存は不要となります。

簡易課税制度を選択した場合の計算方法



例えば、事業区分がサービス業に該当し、課税売上げに係る消費税額が80万円であった場合は、みなし仕入率が50%となるので、40万円が納付税額となります。
 ただし、みなし仕入率により納付税額を計算するということは、実際の仕入税額よりも仕入

税額控除が少なくなることもあり、また、多額な設備投資を行って、本来であれば消費税額の還付となる場合であっても、還付を受けることはできませんので注意が必要です。

4 簡易課税制度選択の届出

(1) 原則

簡易課税制度は届出により選択することができるもので、課税期間ごとに原則計算との有利不利を検討して適用できるものではありません。

簡易課税制度を選択した場合は、原則として2年間継続した後でなければ取りやめることはできないので注意が必要です。

そこで選択の届出についてですが、「消費税簡易課税制度選択届出書」を、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに提出する必要があります。なお、この届出をしていた場合であっても、基準期間の課税売上げが5000万円を超えた課税期間は適用することができません。また、一度届出をした場合は、「簡易課税制度選択不適用届出書」を提出しない限り、

その効力は存続します。

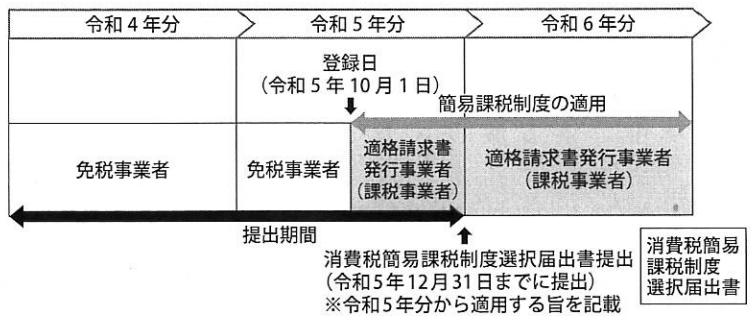
(2) 免税事業者がインボイス登録を行う場合の特例

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間にインボイス登録を受け、登録を受けた日から課税事業者となる場合は、その課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」を、(1)で述べた適用を受けようとする課税期間の初日の前日までではなく、その課税期間の末日までに提出することが認められています(下図参照)。

5 令和5年度税制改正(案)での変更点

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者がインボイス登録により課税事業者となる場合には、前述の簡易課税制度のような届出をせず、課税売上げに係る消費税額に80%を掛けた金額を仕入れや経費に係る消費税額とみなして、納付税額を計算することができますようになります。

(例) 免税事業者である個人事業者が令和5年10月1日から登録を受けた場合で、令和5年分の申告において簡易課税制度の適用を受けるとき



【参考資料】
 国税庁
 「消費税のしくみ」



したがって、簡易課税制度における事業区分に関係なく、課税売上げに係る消費税額の20%を納付することになります。

税金クイズ

昭和24年、北海道酒類密造防止協力会から刊行された『税務署長の冒険』の著者は、次のうち誰でしょう。

①宮沢賢治 ②島崎藤村 ③高村光太郎

【解説】

日本の経済は、第1次世界大戦の大戦景気の後低迷しましたが、この際にも、酒税は所得税とともに国の税収を支えました。こうした中、明治時代後半から大蔵省や税務監督局（及びその前身の税務管理局）では、職務遂行の能力向上のため専門的な内容の講習会を行いました。

現在では、酒税関係の犯則事件はほとんど見られませんが、明治32年（1899）の自家用料酒の禁止に伴い密造酒の製造が横行した時代がありました。密造酒は、人体に有害な影響をもたらすものであり、また

税源確保の視点から密造取締りが行われました。密造酒は、農山村部を中心に自家用飲酒を目的として作られましたが、戦後には職を失った人々が生活の糧として大規模に都会でも行うようになり、工業用アルコールを使用した健康被害なども深刻な社会問題にもなり、税務署や様々な団体による取締りが行われました。

こうした時代背景の中で、童話作家・宮沢賢治が執筆したのが、ある村に赴任してきた税務署長が、その村で製造されている密造酒について調査を続けるうちに、その密造は村中が組織ぐるみとなっていたことが判明するという、大人向けのユーモラスな短編のストーリー、『税務署長の冒険』です。

国税庁のホームページでは、同書は大正12年頃の租税史料として紹介されています。また、刊行されたのは没後の昭和24年で、現在では電子書籍にもなっています。

【答え】①宮沢賢治

KEY WORD

同窓会に対する寄附と譲渡所得

譲渡所得の基因となる資産を人格のない社団（同窓会）に寄附した場合、譲渡所得の課税関係に注意が必要です。その同窓会が「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの」（人格のない社団等）に該当する場合には、その同窓会は、所得税法上、法人とみなされるので、その資産を時価で譲渡したものとする「みなし譲渡課税」の適用があります。また、この場合、人格のない社団等は個人とみなされ贈与税又は相続税が課されます。

この贈与税又は相続税の額の計算においては、人格のない社団等に課されるべき法人税等相当額が控除されます。

その同窓会が「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの」に該当しない場合でその構成員が個人であるときには、当該個人に対する贈与（贈与税の課税）となり、所得税の課税関係は生じません。

スマホアプリ納付の留意点

国税庁が令和4年12月1日から提供を始めた「スマホアプリ納付」ですが、いくつか留意点があります。

まず、納付手続の情報は、手続完了時に決済専用サイトからダウンロードするか、登録したメールアドレス宛に送られてくる納付手続完了メールで確認することができま

す。次に、家族等の国税を納付する場合、納付手続を開始する前に、確定申告書等に記載されている氏名等の情報を入力します。その他、複数の税目をまとめて納付手続することはできません。また、決済情報の入力は途中で保存することはできませんので、入力途中で画面を閉じてしまった場合などは、最初からやり直す必要があります。